

2006年 6月 22日

南海地震条例づくり検討会 (第 2回)

青木宏治 (高知大学)

0 はじめに

国の立法なし法律は、狭義の法律と条例があり それぞれ国会および地方議会という2つの立法手続きを経て制定される。加えて、国際的な約束である条約がある。それらが体系的に階層的構造を成している。

自治体立法は、ここ20年、その固有の役割が主張され、国の法律の下位法あるいは執行規則の位置づけから脱却してきている。

自治体の法政策は、条例、規則、計画、要綱などに基づいて実施されているが、防災関係法と南海地震条例との関係はどのようなになるか。

1 憲法の原則に基づく「法律による行政の原理」- 国、自治体などは、その活動には法律上の根拠が求められる。

罪刑法定主義	租税法律主義	法治主義の一般原則
財産権条例主義	刑罰条例主義	租税条例主義

2 条例制定権の根拠および範囲

- ・ 憲法 94条、地方自治法 14条、その他の個別法
- ・ 条例の法的特質とその範囲をめぐる考え方

日本国憲法 94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

地方自治法 14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2条第 2項の事務に関し、条例を制定することができる。

普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別な定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

普通地方公共団体は、法令に特別な定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2年以下の懲役もしくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は 5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

条例の法的性質論として

- ・ 法律先占論
- ・ 委任立法としての条例
- ・ 条例による補強、補完の例 上乗せ条例、横出し条例

例として大気汚染基準で排煙密集しているのにより厳しい排出基準を課すこと

を上乗せと言い、大型ディーゼル車に加えて小型ディーゼル車も規制対象にすることを横出しと言う

- ・自治体の独自の固有立法としての条例
例としては行政情報公開条例、自販機規制条例など

3 自治体の計画行政

国においても自治体においても正規の法律以外に、「計画」といわれる文書があり、法律上の根拠があるものから、指針、プログラムなどを示したものが多用されている。この法的効力、法的正当性、妥当性は論議がある。

分類として

- ・全国計画、地方計画 総合計画、部門計画
- ・指針型、政策誘導型、法的拘束型

4 南海地震条例制定の目的、範囲について

- ・地震対策に関する法令の整備状況

国法レベル	災害対策基本法	自治体レベル
	防災計画	都道府県地域防災計画(40条)
	防災基本計画(34、35条)	- これは防災業務計画に抵触不可
	防災業務計画(36、37条)	
		市町村地域防災計画(42条)
		- これは防災業務計画、都道府県地域防災計画に抵触不可
		都道府県相互地域防災計画(43条)、市町村相互防災計画(44条)
- ・これらの防災計画と南海地震条例の関係について
 - 目的
 - 効果
 - 範囲
- ・南海地震条例は、どのような特色をもたせるのか
固有条例としてのコアの部分は何か